

黒部川電力株式会社「新姫川第六発電所建設計画 環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年5月27日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき、新姫川第六発電所建設計画環境影響評価方法書について、黒部川電力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県糸魚川市
原動力の種類：水力（水路式）
出 力：2.75万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成26年12月 1日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 1月27日
新 潟 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 3月20日
長 野 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 3月31日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年 5月27日

※ 本事業は、第2種事業に該当するが、事業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第6項の規定に基づき、経済産業大臣による第2種事業についての判定を受けることなく、同法の規定による環境影響評価その他の手続を行うものである。

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

黒部川電力株式会社「新姫川第六発電所建設計画環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

調査、予測及び評価の手法について

1. 減水区間に生息する魚類及び底生生物を適切に調査するため、必要に応じて当該区間における調査地点を追加するとともに、渇水期においても調査を実施すること。
2. 減水区間において、水質の変化に影響を及ぼす規模の河川の流入がある場合は、必要に応じてその合流点を水質の調査地点として追加すること。ただし、現地の状況により、当該地点での調査が困難な場合には、これに準じる地点とすること。